

■携帯電話等のアンテナの設置に関する届出対象について

福岡市内における携帯電話等の小規模アンテナ設置に関する届出については下記のとおりお願いいたします。

(※2024.4月現在の状況であり、今後変更になる場合があります。)

1. 都市景観形成地区内

I) シーサイドもち、御供所、アイランドシティ香椎照葉、筥崎宮地区 ※アンテナ設置に関する基準がある地区

→規模・形状にかかわらず届出が必要。

II) 天神(明治通り・渡辺通り)、香椎副都心(千早)、はかた駅前通り、元岡、承天寺通り地区

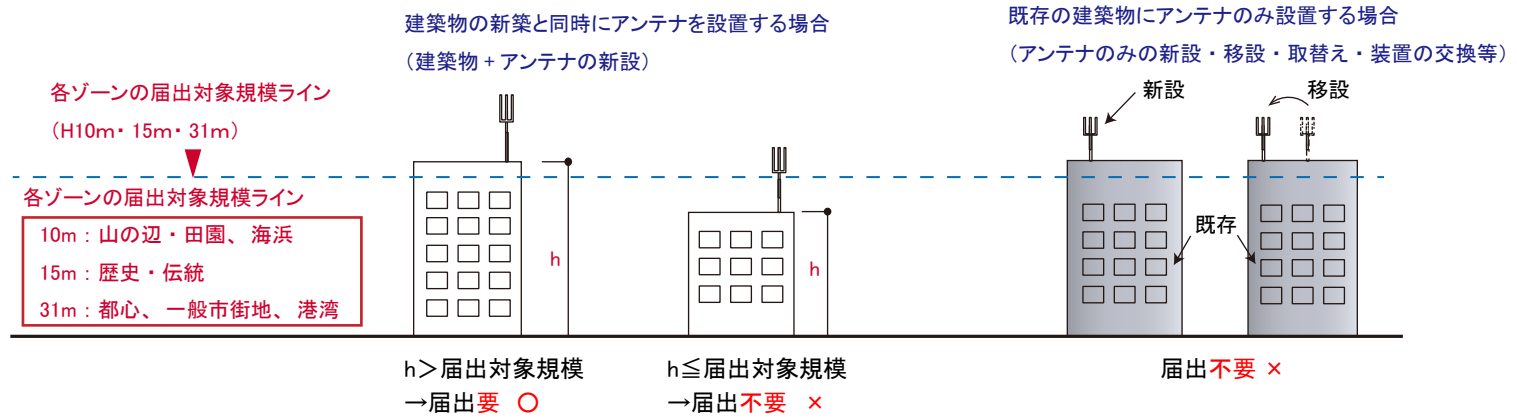
→5mを超える規模のアンテナ(※支柱含む)は届出が必要。

2. 都市景観形成地区外

- ・建築物(工作物)の新築(新設)時にアンテナを設置→新築(新設)の建築物・工作物が届出対象規模を超える場合は届出要
- ・既存の建築物(工作物)にアンテナのみ設置→届出不要

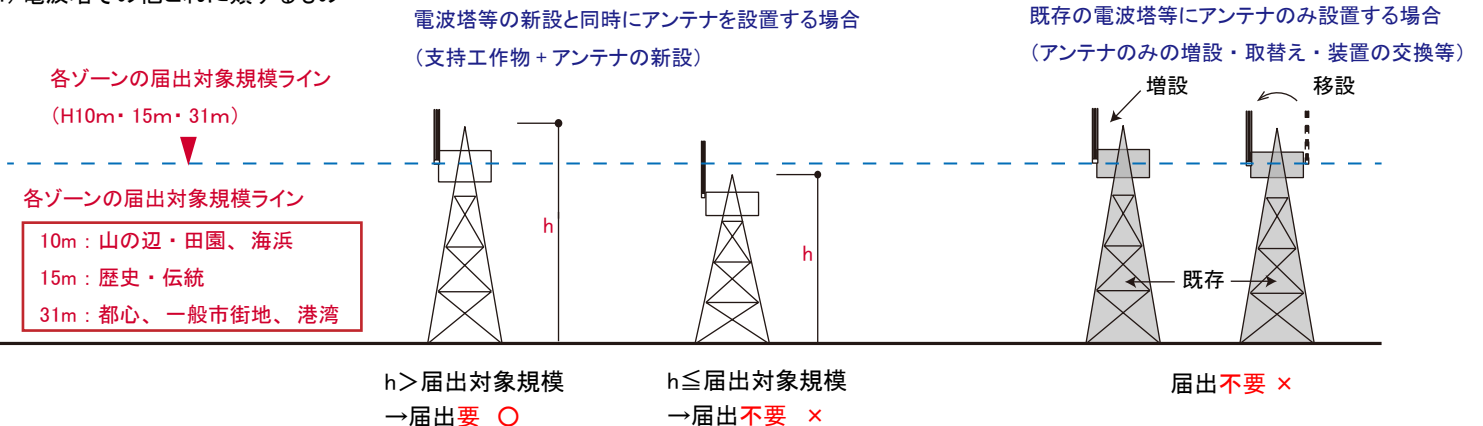
I) 建築物の上に設置する場合

※周辺のまちなみに配慮し、通りから見えにくい位置への設置をお願いします。



II) 工作物に設置する場合

1) 電波塔その他これに類するもの



2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

